

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月28日
【会社名】	日立工機株式会社
【英訳名】	Hitachi Koki Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 加藤 清
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目15番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長加藤清は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、一般的に、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的重要性を考慮して決定しており、当社及び整備対象連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社及び連結子会社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当該事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

当社は、連結子会社であるHitachi Power Tools Europe GmbH（所在国：ドイツ、事業内容：電動工具の販売。）において平成17年12月から平成22年8月にかけて行われた不適切な取引及び会計処理に関連して過年度の決算を訂正するとともに、平成18年3月期の有価証券報告書及び平成19年3月期から平成23年3月期に係る第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書、平成21年3月期及び平成22年3月期の内部統制報告書について平成22年11月12日付で訂正報告書を提出した。

当社は、平成21年3月期及び平成22年3月期の内部統制報告書の訂正報告書「3．評価結果に関する事項」に記載した財務報告に係る内部統制の重要な欠陥について、その原因分析及び問題点の抽出結果に基づき、調査委員会の提言を踏まえ、「3．評価結果に関する事項」に記載の是正措置・再発防止策を策定した。

当該是正措置・再発防止策に基づき、内部統制の整備・運用状況の改善を図った結果、重要な欠陥は是正されたため、当事業年度末時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

今後、これまでの取り組みを継続的に運用し、さらに徹底していくことによって、再発防止とコンプライアンス遵守最優先の企業基盤の構築を図り、株主・投資家の皆様からの信頼の回復に向けて全力を尽くしてまいりたい所存である。

平成22年11月12日付で提出した平成21年3月期及び平成22年3月期の内部統制報告書の訂正報告書「3．評価結果に関する事項」に記載の重要な欠陥に該当すると判断した内部統制の不備の原因及び是正措置・再発防止策は以下のとおりである。

内部統制の不備の原因

海外関係会社の取締役会の機能が充分には発揮されなかったこと。
当社の関係会社管理体制に係る内部統制制度が整備面で不足し、運用面において十分な機能を発揮することができていなかったこと。
内部通報制度の運用が充分に機能できていなかったこと。
コンプライアンス遵守の周知と徹底が充分ではなかったこと。

是正措置・再発防止策

- (1) 関係会社に関する監査および連結管理の強化
 - 海外関係会社における取締役会の機能発揮と強化
 - 本社管掌部門および経理財務本部による関係会社管理体制に係る内部統制整備の充実
 - 監査室の組織および監査手法強化による内部監査の実効性確保
 - 関係会社を含めた経理担当者間のコミュニケーション強化
 - 本社、関係会社間における情報の共有
- (2) 企業風土の改革、コンプライアンス意識の徹底
 - 当社および関係会社役員ならびに従業員に対するコンプライアンス教育の強化
 - コンプライアンス違反に対する具体的な罰則追加と周知
- (3) 内部通報制度の強化
 - 内部通報制度通報ルートの見直し・周知徹底
- (4) 人事管理の強化
 - 人事ローテーションの推進と適正な人材配置

以上